

公 告

公 告 第 464 号

令和5年10月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和5年9月8日付大和健発第74号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和5年9月20日付近厚発0920第39号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>株式会社神山トランスポート 愛媛県伊予郡松前町</p> <p>株式会社トラス <u>東京都千代田区</u></p>	<p>(事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>株式会社神山トランスポート 愛媛県伊予郡松前町</p>
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>株式会社神山トランスポート</p> <p>株式会社トラス</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>株式会社神山トランスポート</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和 5年 10月 1日 から施行する。</p>	